

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」の公募要領

2013年12月27日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

1. 委託事業の目的

自動車フロン類の引取及び破壊業務を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」第25条第1項の規定に基づき許可を受けた事業者（フロン類破壊業者）に委託し、「自動車フロン類の円滑な引取・適正な破壊」、「効率的な運用によるリサイクル料金の低減」を目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」

(2) 業務概要

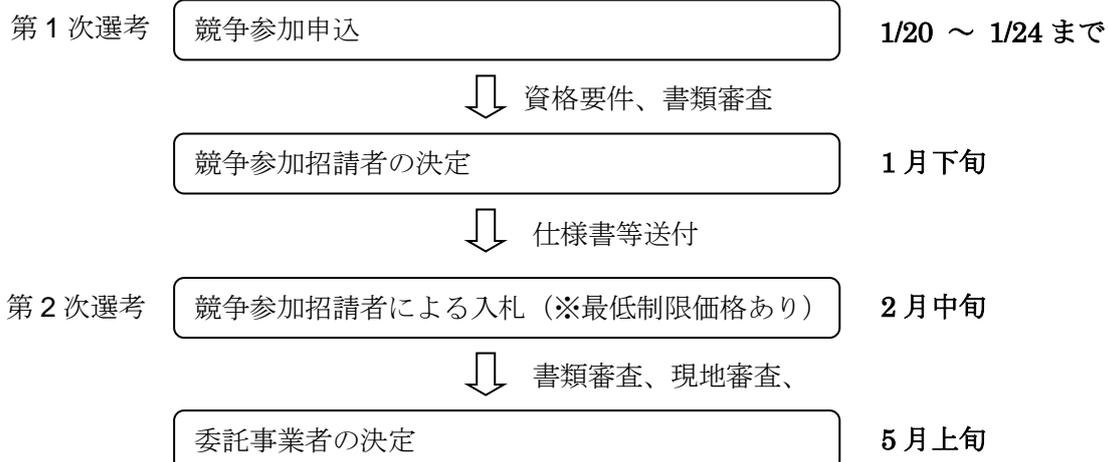
別添資料1 参照

(3) 履行期間

2015年1月1日 ～ 2019年12月31日まで（5年間）

※ ただし、業務開始前に6か月程度の準備期間を設定させていただく予定です。

3. 公募スケジュール



4. 競争参加者の決定等

(1) 競争参加招請者の決定は、応募資料に基づき以下の観点をもとに判定し、当機構が適当であると判断した応募者を競争参加招請者として選定します。

- ▶ 応募資格を満たしていること
- ▶ 不誠実な行為の有無
- ▶ 会社規模・信用状況
- ▶ フロン類破壊の実績
- ▶ フロン類破壊の実務能力
- ▶ フロン類破壊施設の所在地

なお、本委託業務応募後に重大な法令違反等が確認された場合、破産または会社更生若しくは民事再生の申立があった場合はその事業者に対する招請を取り消します。

※追加で必要な書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

(2) 通知の時期及び方法

競争参加招請者として選定された事業者については、応募書類の提出期限から概ね 1 週間以内に当機構より「仕様書」等を送付し、この「仕様書」の送付をもって競争招請通知といたします。

なお、競争参加招請者の選定から漏れた事業者に特段通知を行いませんので、あらかじめご承知おきください。

5. 応募方法

(1) 提出書類 (下記書類各 1 部を書留郵便、または宅配便で提出)

① 競争参加申込用紙 (様式 1)

② フロン類破壊業者許可証の写し

(有効期間のもの。更新申請中の場合は、受理印の押印がある申請書の写し)

③ フロン類破壊実績資料 過去 5 年分 (2008 年度～2012 年度分)

国に報告している「フロン類破壊量等に関する報告書」の写し

※ 2009 年度以降許可取得された場合には、5 年分で無くても可。

④ 会社資料

会社概要書

事業報告書 (貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書 を含むもの)

(2) 応募の受付期間

2014 年 1 月 20 日 (月) ～ 2014 年 1 月 24 日 (金) 17 時必着

(3) 競争参加者申込用紙等に用いる言語、通貨、及び単位

日本語・日本国通貨・日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法第 51 号)

(4) 応募書類の送付先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 再資源化グループ 担当 青井

※FAX・電子メール (添付ファイル)・持参は一切受け付けません。

※ 提出書類は返却しません。必要な場合は提出前にあらかじめコピーを取った上でご提出ください。

(5) 応募に関する問合せ先

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 再資源化グループ 担当 青井、堀ノ内、滝本

メールアドレス : nyusatsu-uketsuke@jarp.org

応募に関する質問は、2014 年 1 月 15 日 (水) までに応募者自身が電子メール (日本語)にて行うこととします。

※ 電子メール以外の方法での問合せは一切受け付けません。

※ 応募者以外の方からの問合せなどには一切回答いたしません。

6. 応募資格

<特定要件>

(1) 2013 年 12 月 15 日現在、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に

関する法律（フロン回収破壊法）第 25 条第 1 項」の規定に基づき許可を受けており、CFC・HFC の両フロンを破壊できること。

※ 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/meibo.pdf>)、および経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/data/090401hakaigyosha.pdf) 「フロン類破壊業者名簿」に記載があることを指す。

- (2) 過去 5 年以内に継続してフロン類回収破壊の実績があり、事業の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有していること。
- (3) 都道府県内（破壊施設所在地）の自動車フロンを破壊できる処理能力があること。
＜参考＞2012 年度実績：全都道府県平均の排出量 約 17 トン（最大約 60 トン）
- (4) 当機構が当該事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる組織責任体制を有していること。
- (5) 自動車リサイクル法での「フロン類指定引取場所」を併設し、ボンベ・パレットの受入れ・返却業務ができること。
＜注意＞自動車フロン類回収容器には「V30 未満のボンベ」と「1 リットルボンベ」（5 本入用・10 本入用のパレットに梱包）の 2 種類があります。
- (6) 当機構が指定している運搬業者からフロン類ボンベ・パレットの授受が可能なこと。
- (7) 電子マニフェストシステムによる引取報告等の業務が実施できること。
- (8) 上記 2. 委託業務の概要（3）に記載の履行期間において同じ条件で継続的な契約を締結できること。

＜一般要件＞

- (1) 成年後見人、被保佐人、若しくは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当していないこと。「暴力団等反社会的勢力」とは以下のものを指す。
 - ※ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（「暴力団等反社会的勢力」という）であり、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していること。
 - ※ 自社若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会勢力の威力等を利用するなどし、または利用していたこと。
 - ※ 暴力団等反社会勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、または関与していたこと。
 - ※ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」に違反し、または刑法第 204 条、206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは、第 247 条の罪若しくは「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (4) 廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、

当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

- (5) 当該再資源化に必要な行為の実施に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始がなされていないこと。

7. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるもの
 - (2) 提出期限に必要な書類等が提出されなかったもの
 - (3) 入札結果に影響を与えるような工作が行われたもの
 - (4) 所定の方法以外で関係者に直接、間接を問わず質疑し、若しくは指導を求めたもの
- なお、入札手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除すべく必要な措置を講じます。

8. 不正な共同行為に関する提供情報への対応

競争参加者間で事前に不正な取り決めなどが行われている情報が当機構に寄せられ、当機構が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、原則として契約相手の選定手続きを一旦中止し、発注方法等を変更した上で契約相手を選定します。

9. その他

応募に必要な費用、見積書および技術資料の作成、提出および説明に関する一切の費用は応募者及び競争招請者の負担とします。

以 上

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

<http://www.jarp.org/>